

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から29年5月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
申立期間中に、C社（現在は、B社）からA社に異動したが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人がC社及びA社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）で、C社において昭和28年7月1日に被保険者資格を喪失した原因が、「転勤」と記載されていること、及び前述の同僚のうち一人が、「私が昭和29年5月にA社に異動した時には、申立人は既に主任として在籍していた。」と供述していることから判断すると、28年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年5月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の人事業務を担当するD社は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、及び申立期間②のうち平成 15 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 11 年 2 月は 16 万円、同年 3 月は 15 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 16 万円、同年 7 月は 15 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 16 万円、15 年 5 月は 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 15 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額と相違していることが分かった。両申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①、及び申立期間②のうち平成 15 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した 11 年 3 月分から同年 10 月分まで及び 15 年 6 月分の給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい

たと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、及び申立期間②のうち平成 15 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、申立期間①のうち、11 年 2 月は 16 万円、同年 3 月は 15 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 16 万円、同年 7 月は 15 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 16 万円、申立期間②のうち、15 年 5 月は 17 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社が提出した同社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「平成 14 年分健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書」により、事業主はオンライン記録どおりの標準報酬月額に関する届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが確認できる上、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料額について過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、当該給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年8月10日は15万円、同年12月21日は21万円、18年8月8日は24万円、19年12月19日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成17年12月21日
③ 平成18年8月8日
④ 平成19年12月19日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、全ての申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かった。

当該期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与明細一覧表により、申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成17年8月10日は15万円、同年12月21日は21万円、18年8月8日は24万円、19年12月19日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和55年10月から56年4月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から57年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が給与支給額と大きく相違している。申立期間に係る「給料支払明細書」及び「給料明細書」（以下「給与明細書」という。）に記載されている給与支給額は25万円前後であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和55年10月から56年4月までについては、申立人が提出した給与明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿によると、A社は既に厚生年金保険の適

用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち昭和 56 年 6 月から 57 年 6 月までについては、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

しかしながら、当該期間のうち、昭和 56 年 6 月から同年 9 月までの期間、及び 57 年 5 月については、当該給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できない。

また、昭和 56 年 10 月については、当該給与明細書において厚生年金保険料と健康保険料を合算したとうかがわせる金額（2,170 円）が控除されている記載が確認できるところ、仮に、当該控除額が全て厚生年金保険料額であったとしても、当該保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額を下回ることが確認できる。

さらに、昭和 56 年 11 月から 57 年 4 月までの期間、及び同年 6 月については、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しているなど、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち昭和 56 年 5 月の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和52年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月から53年6月までは10万4,000円、同年7月から同年12月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和27年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和52年8月1日から54年1月9日まで

私は、A社のC店に勤務していたが、年金事務所からの回答によると、昭和54年1月9日から同年3月26日までの厚生年金保険被保険者記録しか確認できないとのことであった。

A社には正社員として入社し、また、同社からD業務に係る免許を取得することを勧められ、勤務中に講習に出させてもらった上で、同免許を取得した。その免許の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、A社への入社やD業務に係る免許取得の経緯に関する申立人の供述、及び申立期間におけるC店において店長であった複数の者の供述から判断すると、申立人は申立期間において同店に勤務していたものと認められる。

また、B社は、「申立人が厚生年金保険に加入していたことを証明する書類は無いが、当時、当社では正社員は入社した時点で厚生年金保険への加入手続を行っており、申立期間において申立人は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていた可能性が高い。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同年代の同僚9人全員

が、申立事業所に入社後、直ちに厚生年金保険に加入したと供述していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で、かつ、同じ職種などであった同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 52 年 8 月から 53 年 6 月までは 10 万 4,000 円、同年 7 月から同年 12 月までは 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答している。しかしながら、事業主による資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 54 年 1 月 9 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 52 年 8 月から 53 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2590 (事案 1594 及び 2129 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年11月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から同年 11 月まで

平成19年に、社会保険事務所(当時)に対し、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料は還付されているとの回答をもらったが、昭和58年7月29日に国民年金被保険者資格の喪失の申出を行った記憶は無く、保険料の還付金を受け取った記憶も無いため回答に納得できないことから、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知を受け取った。

その後、国民年金還付整理簿の私の名前の記載に誤りがある上、被保険者資格を喪失した約7か月後の昭和59年2月15日に保険料が還付されていることは不自然であり、どのような経緯で被保険者資格の喪失手続及び還付金の支払いが行われたのかははっきりしないことに納得できないことから、再申立てを行ったところ、再度、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知を受け取ったが、どうしても納得できない。

今回は、私に、被保険者資格の喪失を申し出た認識があれば、その後に保険料を納付することは断じてあり得ないことから、当該資格の喪失申出日とされる昭和58年7月29日以降においても、保険料を月々納付していた証拠として、昭和58年度の国民年金保険料納付通知書が新たに見付かったので、これを提出し、再度、申立てをするものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 特殊台帳及び国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金の任意加入被保険者資格喪失年月日が昭和58年7月29日と記載されており、当該資格喪失日以降の国民年金への任意加入記録は記載されていないなど、申立人が申立期間当時に国民年金に任意加入して

いたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 特殊台帳及び国民年金還付整理簿において、還付期間、還付金額及び還付金支払年月日の記載が確認でき、当該記載内容に不自然な点は見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月30日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、前述の国民年金還付整理簿の名前の記載に誤りがある上、被保険者資格喪失の約7か月後の昭和59年2月15日に国民年金保険料が還付されていることは不自然であり、どのような経緯で被保険者資格の喪失手続及び還付金の支払いが行われたのかはつきりしないことに納得できないとして再申立てを行っているが、i) 国民年金被保険者名簿及び国民年金還付整理簿における、国民年金手帳記号番号、住所、連絡先等の記載内容から、当該記録は申立人に係る記録であると認められること、ii) 国民年金被保険者名簿には、「S58.7.29 喪失申し出」及び「S59.1.7 還付請求済(S58.7～S58.11)」との記載が確認でき、国民年金の任意加入被保険者資格を58年7月29日に喪失し、同年7月から同年11月までの保険料の還付請求手続を59年1月7日に行ったと認められ、申立人の保険料の還付に係る記録は不自然とまでは言い難く、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年9月16日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再々申立てに際し、新たに見付かった昭和58年度の国民年金保険料納付通知書を提出し、申立期間において保険料を月々納付している証拠であり、被保険者資格の喪失を申し出たのであれば、保険料を納付することはあり得ず、保険料の還付も受けていないと主張している。

しかしながら、申立人から提出された前述の納付通知書により、昭和58年12月の保険料は、一旦、同年同月30日に納付されたものの、納付が取り消されていることが確認できる上、国民年金還付整理簿から、申立期間に係る保険料の還付請求は、59年1月7日に、5か月分まとめて請求されたことが認められ、被保険者資格の喪失届もその頃に58年7月に遡って出されたことが推察され、それぞれの内容は符合している。

これらを総合的に判断すると、新たに提出された資料が、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。